



逗子市産後ケア事業



逗子市ホームページ
ページ番号 1002604

産後1年未満のお母さんと赤ちゃんが、医療機関（病院・診療所・助産院）に所属する助産師等による専門的なケアを受け、自宅で安心して過ごせるようにサポートする事業です。

利用対象となる方

次のすべてに当てはまる生後1年未満の子とその母

- ・逗子市に住民登録のある方
- ・事業内容について十分に理解し、利用を希望する方
- ・サービス利用時に母子ともに医療的な処置の必要のない方

主な支援内容

- 産後の母子の健康管理
- 授乳の相談、沐浴等育児方法の確認
- 赤ちゃんが泣いたときの対応、生活リズムの整え方、赤ちゃんと生活する上でのポイント

産後ケアの種類と料金

種類	時間	利用料金（自己負担額・税抜）
ショートステイ（宿泊型）	原則 9：00～翌日 17：00	1泊2日 13,000円 (以降1日につき6,500円追加)
デイケア（通所型）	原則 9：00～17：00	1日 3,500円
アウトリーチ（訪問型）	1日90分以内（原則9：00～17：00の間） 同日中に繰り返すことはできません。	1日 500円+交通費相当500円

※生活保護世帯、非課税世帯の方は利用料金の減免があります。

※利用上限はショートステイ（宿泊型）、デイケア（通所型）、アウトリーチ（訪問型）を通算して7日以内です。

※生後5か月以上のお子さんを連れてショートステイ、デイケアを利用し、離乳食の提供を希望する場合、またきょうだいを連れて利用を希望する場合は、別途費用がかかる場合があります（対応が難しい施設もありますので、利用時に施設へご確認ください）。

《利用までの流れ》 利用したい日程を考慮し、**ゆとりをもって（2週間程度）**申請を行ってください。

「産後ケア事業利用申請書」の提出

※緊急でご利用になりたい場合は、必ずお電話下さい。

市より産後の状態の確認（電話または面談）

※状況に合わせて他のサービスをご案内することもあります。

市が利用日程などを調整後、産後ケア事業利用決定通知書が届く

利用施設へ開始時間、持ち物の確認（各自ご確認ください）

産後ケア利用スタート

電子申請システムでの申請はこちらから



裏面あり



利用上の注意点

- ・利用にあたっては、利用前に申請が必要です。表面《利用までの流れ》参照してください。
- ・利用日程について：利用したい日程を考慮し、ゆとりをもって（2週間程度）申請を行ってください。
利用日3日前（閉庁時を除く）まで、申請を受け付けています。
- ・利用の変更・中止は利用日2日前（閉庁時を除く）の16時までに返子市子育て支援課へ連絡し、「産後ケア事業利用変更（中止）申請書」を提出してください。これを過ぎて変更・中止した場合は、産後ケア事業を利用したとみなし、キャンセル料が発生します。
- ・インフルエンザなどの感染症にかかっている場合は利用できません。

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係：046-873-1111（受付は平日 8:30～17:00）

2025.4 月

